

住宅関係の補助金などのお知らせ

建築課 ☎34-5727

- 木造住宅耐震診断・改修費等補助金**
対象：昭和56年5月31日以前に建てられた、地上3階以下の一戸建て木造住宅
申込期限：10月30日(金)
無料耐震診断
要件：65歳以上のみか、要介護被保険者、要支援被保険者、身体障害者手帳を持つ人、療育手帳を持つ人が住む住宅
耐震診断費補助
要件：無料耐震診断の要件以外の住宅
補助額：診断経費から1万円を差し引いた金額(最大8万9千円)
耐震改修費等補助
要件：耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満と診断された木造住宅(耐震シェルターは、市が指定する簡易耐震診断で倒壊の危険性があると診断された住宅も含む)
補助額：次のいずれかの額
 - 耐震改修工事費の2分の1(最大140万円)
 - 耐震シェルター設置費の2分の1(最大30万円)
- 命綱固定アンカー設置補助金**
 雪下ろし時の転落を防ぐ命綱固定アンカー設置工事費を補助します。
対象：市内の一戸建て住宅と附属建物
補助額：工事費の2分の1(建物1棟当たり最大10万円)
工事完了期限：11月30日(月)
- すまい快適断熱リフォーム補助金**
対象：市内の一戸建て住宅
補助額：断熱性を向上させる工事費の10分の1(最大10万円)
工事完了期限：令和9年3月31日(水)
- ブロック塀等安全対策支援事業補助金**
対象：市内の道路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀の所有者などである個人
 - 耐震改修工事費の2分の1(最大15万円)**申込期限**：10月30日(金)

- 令和6年能登半島地震に係る住宅復興資金貸付金利息補給金**
対象：居住していた住宅が能登半島地震で一部損壊以上の被害を受け、住宅の改修や修繕のために必要な融資を令和8年12月31日までに受けた人
補給対象となる融資の上限額：建設、購入1,100万円、補修590万円
利息補給率の上限：年1%
補給期間：融資を受けた日から5年間
- ◆**共通事項**
申込方法：申請書(HP)と必要書類を提出ください。
 *①～④は工事開始前に手続きください。
 *予定額に達し次第終了します。



詳しくはこちら

市・県営住宅 入居者募集

福祉課 ☎34-5434

団地名(ところ)	戸数	階層	間取り	家賃	駐車場代	
①県営西大崎住宅(西大崎3-9)	若干数	4,5階	3DK	16,100~35,000円	2,800円	
②県営北入蔵住宅(北入蔵2-11)				15,600~31,400円	3,000円	
③県営南四日町住宅(南四日町4-10)	2戸	5階		14,400~29,000円	2,900円	
④市営南四日町住宅(南四日町4-10)	2戸			15,300~30,500円	2,900円	
⑤市営曲淵住宅(曲淵1-8)	1戸	6階		2DK	20,000~39,200円	3,500円
⑥コーポラス飯田(飯田2277-1)	4戸	1~3階		2LDK	30,000円	3,000円

- 対象** 次の要件を満たし、暴力団員・暴力団関係者でない人
 ①～⑤…住宅に困っていることが明らかで、世帯所得から計算した基準月額が158,000円以下である。
 [④⑤] 上記のほか、市内在住か在勤で、同居する親族(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓者を含む)がいる。
 ⑥……年齢、同居要件なし(単身者も入居可能)
- 申込方法** 必要書類と本人確認書類を福祉課、栄・下田各サービスセンターのいずれかに提出ください。
- 申込期限** ①～⑤4月30日(木)、⑥先着順



詳しくはこちら ①～⑤



⑥

剪定枝の処分

環境課 ☎45-4797

緑のリサイクルセンターで処分できます(6、1、2月は休みです)。
 受け入れできる大きさを、剪定枝は長さ30センチ～1メートル、木の幹は太さ10～50センチに変更しました。



詳しくはこちら

看護職員奨学金奨学生募集

健康づくり課 ☎34-5443

看護職員を目指す学生で、経済的な理由のために修学が困難な人を支援します。
貸与額：年額60万円以内
募集人数：10人程度
申込方法：必要書類を健康づくり課、栄・下田各サービスセンターのいずれかに提出ください。
申込期限：5月22日(金)
その他：返還免除条件を変更

税

税の話題を毎月お届け



詳しくはこちら

- 就業先特定医療施設などを拡大(令和3年度以降の奨学生)
- 本市への住民登録の要件を追加(今年度以降の奨学生)
- 国民健康保険税の軽減を受けけるには所得の申告が必要
- 健康づくり課 ☎34-5442
- 前年の所得がなかった人は、市・県民税申告をすることで、保険税の軽減を受けられることがあります。税務課、栄・下田各サービスセンターのいずれかで申告ください。
- 税に関するお知らせ ☎34-5530
- 税務課 ☎34-5530
- 今年中に新築、増築した建物は、次年度から固定資産

- 税・都市計画税(都市計画税は一部の地域を除く)の課税対象になります。評価額を算出する家屋調査に伺いますので、協力ください。全部屋と外部を調査し、20～120分かります。通常は、建物表題登記の翌月以降に行いますが、引越前などに希望する人は、事前に連絡ください。
- 公衆用道路の非課税申告
 公衆用道路として利用され、分筆か測量で地積が確定されている土地は、申告すると固定資産税が非課税となる場合があります。該当の人は相談ください。
- 令和8年度評価証明書、公課証明書
 とき：4月1日(水)から
 とところ：市民総合窓口、栄・下田各サービスセンター
申請できる人(持ち物)：
 ・固定資産の所有者、納税管理人、相続人(本人確認書類)
 ・借地人、借家人(本人確認書類、賃貸借契約書)
手数料：300円

- *所有者などが法人のときや、法人以外でも申請者の手書きでないときは、申請者の押印が必要です。
- *家族を含む代理人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 令和8年度固定資産の縦覧
 固定資産税と都市計画税の基礎となる固定資産の価格などを、他の土地や家屋と比較できます。
 とき：4月1日(水)～30日(木)
 とところ：税務課、栄・下田各サービスセンター
縦覧できる人：固定資産税の納税者、納税管理人、代理人
持ち物：納税通知書か課税明細書、本人確認書類(顔写真のないものは2点)
 *代理人は納税者や納税管理人の委任状が必要です。
- 固定資産の所有者が亡くなったときは
 所有者が亡くなったときの固定資産税は、相続人全員が納税義務者となります。相続内容が確定したら、早めに法

今月の税金・料金

税務課 ☎34-5531

- 納期限：4月30日(木)
- 固定資産税・都市計画税
- 介護保険料
- 保育料・副食費(公立)
- 市営・県営住宅使用料(駐車料)
- 水道料金・下水道使用料
- 4月分